

「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」一部改正  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><b>第1条、第2条</b> (略) (登録申請等の手続き)</p> <p><b>第3条</b> 規則第7条第1項に規定する登録申請書及び同第10条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)の申請者は、会員代表者又は内部管理担当役員(「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理担当役員をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 <u>本協会に「会員(特別参加者)代表者等変更届」により、会員代表者の代理人を届け出た場合には、代理人に登録申請等を行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>登録申請等の申請は、本協会所定の様式で行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第3項に規定する登録申請等の申請は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、本協会から登録申請等の申請に必要な書面の原本を提出するように求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>規則第7条第2項に規定する登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。</u></p> <p>6 <u>規則第7条第2項に規定する細則で定める書類は、登録申請等に係る外務員が法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請等を行った会員及び当該外務員が誓約する書面とする。</u></p> <p>7 <u>この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><b>第4条</b> (略)</p>	<p><b>第1条、第2条</b> (略) (登録申請等の手続き)</p> <p><b>第3条</b> 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、会員代表者又は内部管理担当役員(「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理担当役員をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><b>第4条</b> (略) (登録申請書等の様式)</p>

<p>(削る)</p>	<p><b>第5条</b> 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 外務員登録申請書 別紙様式1</p> <p>(2) 外務員登録事項変更届出書 別紙様式2</p> <p>(3) 登録外務員の欠格事項該当届出書 別紙様式3</p> <p>(4) 登録外務員の職務廃止届出書 別紙様式4</p> <p>(5) 登録申請に係る外務員が法第64条の第2項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面(規則第7条第2項に規定する細則で定める書類) 別紙様式5</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 第1項第1号、第2号及び第4号に定める外務員登録申請書その他の様式につき、所要の記載事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により作成することができる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>3 第1項第5号に定める誓約する書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせて作成することができる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>4 登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。ただし、書面の作成が困難であるときは、所要の記載事項について電磁的方法により作成することができる。</p>
<p>(資格更新研修の特例)</p> <p><b>第5条</b> 規則第18条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 規則第18条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格</p>	<p>(資格更新研修の特例)</p> <p><b>第6条</b> 規則第18条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 規則第18条第1項又は第2項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格し</p>

<p>した者、又は外務員資格更新研修を修了した者</p> <p>(2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者</p> <p>(3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)</p>	<p>た者、又は外務員資格更新研修を修了した者</p> <p>(2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者</p> <p>(3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)</p>
---	--